

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成18年10月10日

栃木県人事委員会委員長 郡司 能熙

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。
- 2 今回の勧告に際しては、職員の給与と民間給与との精確な比較を実現し、民間給与をより適正に職員の給与に反映させるため、比較対象となる企業の規模や従業員等の見直しを実施しました。
- 3 上記の見直しを行った上で、本年の職員給与と民間給与を比較した結果、本年4月分の月例給について職員が民間を下回ることとなったため、栃木県を支給地域とする地域手当の支給割合を0.5%に改定し、同月分の給与から支給することとしました。特別給（ボーナス）については、職員と民間がおおむね均衡しているため、改定を行わないこととしました。
- 4 昨年の勧告において、人事委員会は、給与構造を改革し、本年度から段階的に職務・職責に応じた給与への転換を行うこととしたところです。本年の勧告では、給料の特別調整額の定額化等を、人事院勧告に準じて平成19年度から実施することとしました。
また、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、人事院勧告に準じ、3人目以降の子等に係る扶養手当額の改善を、給与構造の改革の実施とあわせて平成19年度から行うこととしました。
- 5 公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と子育て等の両立支援をはじめとした勤務環境の整備、人材の育成・活用について、それぞれ意見を表明しました。
- 6 職員においては、比較方法見直しの趣旨を理解され、県民全体の奉仕者であることを再認識し、県民の期待と要請にこたえるよう、高い倫理観をもって公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思いをします。
- 7 県民各位におかれましては、人事委員会勧告が、職員の給与等を社会一般の情勢に適応させ、勤労者としての適正な勤務条件を確保していくためのものであるということと併せて、職員が職務を通じて県民の生活を支えている実情について、十分な御理解をいただきたいと思いをします。